

川西市職員の懲戒処分等について

令和3年10月28日に発令した地方公務員法上の懲戒処分等について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事案の概要

懲戒処分の対象となった職員は、勤務時間中に正当な理由なく離席し、外出するなどを繰り返した。また、庁舎敷地内での喫煙が禁止されているにもかかわらず、令和3年9月8日(水)の時間外に、庁舎敷地内において、喫煙をしたものである。

このことは、職務命令に違反する行為であり、職務専念義務に違反する行為であることから、下記の処分を行ったものである。

2. 懲戒処分対象職員及び処分内容

所属	職名	年齢	処分日	処分内容
上下水道局	一般職員	60 歳代(男性)	R3.10.28	戒告

3. その他の対応

所属	職名	年齢	処分日	処分内容
上下水道局	部長級	50 歳代(男性)	R3.10.28	口頭厳重注意 (管理監督責任)
上下水道局	副部長級	50 歳代(男性)	R3.10.28	口頭厳重注意 (管理監督責任)
上下水道局	課長級	60 歳代(男性)	R3.10.28	文書訓告 (管理監督責任)

【問い合わせ先】
川西市上下水道局
経営企画課
電話 072-740-1261